

子 子 第 7 9 8 号
令和 4 年 1 月 7 日

市 町 村 長 殿

(保育所及び放課後児童クラブ担当課扱い)

沖縄県子ども生活福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る警戒レベル第 2 段階への移行及び
まん延防止等重点措置の指定に伴う保育所等及び放課後児童クラブの対
応について (通知)

日頃より、沖縄県における新型コロナウイルス感染症対策に多大なるご協力を賜り
感謝申し上げます。

沖縄県においては、昨年 11 月 25 日以降「沖縄県新型コロナウイルス感染症対策の
基本方針」に基づく感染防止対策を行ってきたところですが、本県における新規陽性
者数が急増し、県内で急速な感染拡大がみられることから、1 月 4 日に警戒レベルを
2 に引き上げ、まん延防止等重点措置の指定に伴う対策 (期間: 1 月 9 日から 1 月
31 日) を決定しました。

保育所等については、保護者が働いており、家に 1 人でいることができない年齢の
子どもが利用するものであることから、市町村におかれましては、引き続き、感染症
対策や児童・職員の健康管理を徹底した上で、保育の提供をお願いします。

児童・職員の健康管理については、発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある児童・
職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底や、濃厚接触の疑いのある職員の迅速な
出勤自粛の徹底を継続いただきますようお願いいたします。

なお、地域の感染状況に応じ、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに
従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、
又は臨時休園等の対応をご検討ください。

感染防止対策にあたっては、これまで国が通知で示している「保育所等における新
型コロナウイルスへの対応に係る Q & A (第十一報) (令和 3 年 9 月 21 日付け事務連
絡)」及び「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関
係 F A Q について (令和 3 年 9 月 21 日付け事務連絡)」なども参考にご対応願いま
す。

【担当】 沖縄県子ども生活福祉部子育て支援課
子育て班、認可・指導班
TEL 098-866-2457